

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和4年12月13日

○出席委員（6名）

委員長 坂倉紀男
委員 奥村敦
委員 坂倉広子

副委員長 片岡直博
委員 浜口一利
委員 世古安秀

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・濱口総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太
議事総務係 岡村 なぎさ
書記

次長兼 平山智博
議事総務係長

(午後 2時37分 再会)

○坂倉紀男委員長 それでは、皆さん、連続の常任委員会大変お疲れだと思いますが、ただいまから、議会運営委員会を再会いたします。

早速ではございますが、令和4年12月19日の会議に提出されます追加議案の概要について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○濱口総務課長 総務課長、濱口です。よろしくお願いします。

それでは、令和4年12月19日会議に提出いたします議案について、説明のほうをさせていただきます。提出議案一覧表のほうをご覧ください。

今回提出いたします議案は、議案第54号、一般会計補正予算議案1件、議案第55号、条例改正議案1件の合計2件でございます。

令和4年度一般会計補正予算（第9号）の概要のほうをご覧ください。

補正予算の規模ですが、令和4年度一般会計補正予算（第9号）は、8月から9月にかけての豪雨に起因する災害復旧事業に要する費用を計上しております。

農地・農業用施設災害復旧事業で1,257万3,000円、道路橋りょう災害復旧事業で3,346万2,000円、河川災害復旧事業で7,126万5,000円を計上し、補正後の一般会計補正予算額は134億7,530万円となります。

続いて、4ページのほうをご覧ください。

上段では、農地・農業用施設災害復旧事業といたしまして、1,257万3,000円を計上しております。冒頭申し上げました8月から9月の豪雨により被災した農業用施設につきまして、復旧工事を実施するための費用を補正するものでございます。なお、年度内での事業の完了が見込めませんことから、繰越明許費として計上しております。

下段のほうでは、道路橋りょう災害復旧事業として、3,346万2,000円を計上しております。9月の豪雨により被災した市道第二大廻り線について、財源更正をするほか、復旧工事及び分筆業務、測量業務を実施するための費用を補正いたします。また、復旧工事及び分筆業務について、年度内に事業の完了が見込めないことから、繰越明許費として計上しております。

続きまして、5ページをお願いします。

河川災害復旧事業といたしまして、7,126万5,000円を計上しております。こちらにつきましても、8月から9月の豪雨により被災した河川施設について財源更正するほか、復旧工事を実施するための費用を補正しております。この事業においても、年度内での事業の完了が見込めないことから、繰越明許費として計上しております。

続きまして、議案第55号でございます。

議案第55号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

市民課の所管になりますが、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に係る傷病手当金の支給に関する

る特例の適用期間につきまして、所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、特例の適用期限を3か月間延長するもので、令和4年12月31日までとなっているものを、令和5年3月31日まで改める内容でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○坂倉紀男委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして、会議日程及び議案の取扱いについて、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 それでは、私のほうから、12月19日の会議日程についてご説明いたします。

12月19日の会議に追加上程される議案につきましては、先ほど総務課長からご説明ありましたとおり、予算議案1件、条例改正議案1件の合計2件でございます。

会議日程及び議案の取扱いにつきましては、11月25日の議会運営委員会でご説明させていただいたとおりですが、再度ご説明させていただきます。

12月19日に会議を再会し、会議録署名議員の指名の後、各常任委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論を行った後、表決を行います。

次に、追加議案としまして、議案第54号、55号を一括上程し、提案者の趣旨説明をいただいた後、議案に対する質疑を行い、各常任委員会に付託を行います。

委員会終了後に委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論を行った後、表決を行いたいと考えております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○坂倉紀男委員長 事務局長の説明が終わりました。

このことにつきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 ないようですので、お諮りいたします。

会議日程及び議案の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉紀男委員長 起立全員であります。ありがとうございます。

よって、議案等の取扱いについてはそのように決定いたします。

続きまして、協議事項2、TOBAミライトークの事後処理について、広報広聴委員会委員長に説明を求めます。

広報広聴委員会委員長。

○奥村 敦広報広聴委員長 それでは、私から11月30日に行われました広報広聴委員会で議論しましたTOBAミライトークの事後処理について説明させていただきます。

それでは、グーグルドライブに広報広聴委員会の会議録がございますので、ご覧ください。

会議日程と同じフォルダーの中に入っております。よろしいでしょうか。

審議内容及び結果に記載のとおり、9月に実施しました鳥羽旅館組合女将あこや会とのTOBAミライトークで協議した内容のとおり、取扱いについては、意見として聞きおくべきものとするとの結論になりました。

報告は以上となりますので、委員の皆様に対処についてご協議をお願いいたします。

以上でございます。

○坂倉紀男委員長 広報広聴委員会委員長の説明は終わりました。

このことについて、他の広報広聴委員会の委員の皆さんは補足意見は特にございせんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 それでは、ただいま報告いただきました内容につきまして取扱いを協議したいと思ひます。

ご質問やご意見はございせんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 ないようですので、TOBAミライトークの事後処理については意見として聞きおくべきも

のとすることにご異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 ご異議なしと認めます。

よって、TOBAミライトークの事後処理についてはそのように決定いたします。

ご協議いただくことは以上です。

○坂倉紀男委員長 これをもちまして議会運営委員会を散会いたします。ご苦勞さまでございしました。ありがとう

ございします。

(午後 2時47分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和4年12月13日

議会運営委員長 坂 倉 紀 男